

議会運営委員会

令和元年6月17日（月）

午後2時29分開会

○村田委員長　大変お疲れのところ申しわけございません。

ただいまから議会運営委員会を開きますけれども、定刻より少し早くなりましたけれども、よろしく願いをいたしたいと思います。

本日の議会運営につきましては、タブレットに入っておりますように追加議案について、それから、発議についてを御協議いただきたいと思います。

その前に市長から御挨拶をいただきたいと思います。

○加藤市長　議員の皆様におかれましては、本会議に引き続きまして大変お疲れのところ、追加議案のため議会運営委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございました。

追加議案となります報告は、本年2月に発生しました自動車事故による損害賠償の額が決定したことから、地方自治法の規定により、本定例会に追加上程するものであります。

提出議案等の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○下村総務課長　それでは、令和元年第2回尾鷲市議会定例会の追加議案等について御説明いたします。

議案書の1ページをごらん願います。

報告第10号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定）につきましては、本年2月に発生しました自動車事故による損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

3ページをごらん願います。

事故の概要といたしましては、本年2月13日午後4時30分ごろ、商工観光課職員が市内朝日町地内の公益経済団体事務所での用務終了後、同施設の駐車場から出ようとした際、車両上部に取りつけられた広報用の拡声器を同施設の天井部に接触させたものであります。

損害の賠償額は、駐車場天井板の修理代31万8,600円であります。

以上で提出議案の説明とさせていただきます。

- 村田委員長　説明は以上のとおりでありますけれども、この報告について、御意見、御質疑がございましたら御発言願いたいと思いますけれども、ございませんか。
- 高村委員　この事件は2月13日ということで、4カ月ほど前になるんやけど、その間、何ら議会に報告とか議長に報告とかをしなかったのか、お聞きしたいと思います。
- 下村総務課長　損害賠償の額の決定に伴う専決処分につきましては、議会から市長に委任されたものであり、専決処分したことを地方自治法で報告するというようになっております。
- 高村委員　ただ、そういう決まりでせなんだというのもおかしいんさね。議長は二元代表制であるもので、報告ぐらひはしておいて、この対応も大体議長から今度の議会に出せとか、そういう指導はあると思うんさね。それが正常やと思うんですけど、どうですか。
- 下村総務課長　先般の市道のグレーチングの事故があったと思うんですが、あの案件につきましては地方自治法179条の専決処分ということで、この案件に関しましては、当然、議長、委員長等に報告すべき事案であったと思います。市が管理する市の工作物のふぐあいにより市民の財産である乗用車を傷つけたという案件でございます。
- 今回の地方自治法180条につきましては、議会から市長に委任されて、いわゆる軽微なとは言いませんが、議会を開くまでのことではないということで市長専決が認められた案件でございますので、通常このような対応で従前よりやっております。
- 高村委員　私の言っておるのは、報告というのは、二元代表制で代表たる議長が知っておるかどうかを聞いているので、知るべきことは報告せなあかんと思うんですが、それは間違いかな。
- 村田委員長　わかりました。180条では市長にお任せをしてあるということで、別段報告の義務がないということでもありますけれども、高村委員の言われることももっともで、二元代表制のもとに執行部はその程度の御配慮をいただきたいと思いますので、今後はその辺のところを一つ配慮していただくようお願いを申し上げます。
- 加藤市長　確かに二元代表制という意味合いからいって、どこまでどうしなきゃならない、その判断は難しいと思いますね。一部始終漏らさず全部報告するのか

否か、その辺の判断というのは難しいと思いますよね、これがどうなのかというのは。だから、我々としては、事象に対して一応議長に報告するという事はやぶさかではないんですけれども、どこまでが範囲なのか、全部なのかというのは、そんな話なので。だから、要するに31万8,000円、これ、180条だから、一応我々も専決を受けているんだからそれでいいと。31万8,000円、これが、例えばこれは僕の身勝手かもわからない、自分の考え方、これが100万、200万だったら、これは議長に報告しておかなあかんでというような話で、その辺の見きわめというのは非常に難しいんじゃないかななんて思うんですけれども。

○村田委員長　おっしゃることはよくわかるんですが、今回の31万という額よりも、職員によって不注意によって事故を起こしたと、そういう事案によっては報告をしていただくということは御配慮いただきたいなと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○加藤市長　よくわかりました。職員に対する事故という、この辺については、私、理解できますので。

○村田委員長　高村委員、よろしいですね。
他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　ないようでありますので、追加議案の報告第10号、専決処分事項については、損害賠償の額の決定につきましては議会本会議で取り扱いたいと思いますけれども、その取り扱いについて、事務局より報告を求めます。

○高芝議会事務局長　それでは、ただいま説明がございました追加議案の取り扱いでございますが、本定例会最終日である6月21日に上程していただき、報告の後、質疑を行っていただくという取り扱いでお願いしたいと思います。

なお、追加議案に対する質疑につきましては、6月20日木曜日の午前11時とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村田委員長　以上のおりで本会議では取り進めていきたいと思いますので、議長、よろしいですか。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、発議について御協議をいただきたいと思いますが、まず、局長より説明を求めたいと思います。執行部はもう結構です。

○高芝議会事務局長　それでは、発議について説明させていただきます。

発議第4号、児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書について(案)に

つきましては、提出者が内山將文議員、賛成者は上岡雄児議員、仲明議員、小川公明議員でございます。

内容につきましては、それぞれ別紙意見書案のとおりでございますので、御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

この発議の取り扱いでございますが、本定例会最終日である6月21日に上程し、議決をいただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 村田委員長　ただいま事務局からこの発議についての取り扱いの説明がございましたけれども、この内容について御意見がございましたら御発言願いたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 村田委員長　ないようでありますので、この児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（案）についての協議を終わりたいと思います。

以上で本日の協議事項は終わったんですが、その他の事項で、まず、全国市議会議長会からの感謝状について、事務局より説明を求めたいと思います。

- 高芝議会事務局長　それでは、まず、全国市議会議長会からの感謝状について説明させていただきます。

去る6月11日に東京都で開催されました全国市議会議長会定期総会におきまして、全国市議会議長会建設委員会委員長及び国と地方の協議の場などに関する特別委員会委員を務められました三鬼孝之議員、南靖久議員に感謝状が授与されました。

つきましては、その感謝状の伝達につきまして、本定例会最終日である6月21日の冒頭に行う予定とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 村田委員長　次に、定例議会等への執行部の出席についてを御協議いただきたいと思っておりますけれども、これは、6月6日に議長宛てに執行部から出席についてということをお願いが来ております。それにつきまして、局長、御説明をいただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

- 高芝議会事務局長　それでは、6月6日付で加藤市長より議長宛てに依頼がございました定例議会等への執行部の出席につきまして説明させていただきます。

依頼の内容といたしましては、1番目が定例会初日などの本会議への説明員の出席についてということございまして、例といたしましては、原則としてでございますが、三役と政策調整課長、総務課長及び議案質疑などに対応が必要な担当課長

などに本会議につきまして出席を要請する形ということでございます。

次に、2番目が常任委員会への説明員の出席についてということでございまして、例といたしましては、行政常任委員会の説明員としては、原則として議案及び報告事項の説明に必要な課長以下の担当職員とさせていただいて、その都度、重要案件など、必要に応じて市長、副市長に出席を要請する形をとっていただきたいという依頼でございます。

資料の次のページは、県内各市の委員会への執行部の出席状況をまとめた資料を参考に添付させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○村田委員長 事務局からの説明が終わりました。

この点について、御意見がありましたら御発言願いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

まず、定例会の初日への出席、要望書では市長、副市長、教育長、政策調整課長、総務課長、その他課長、議案上程がある課長ですね。こういうことで要望が来ておりますけれども、これにつきまして御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 よろしいということですね。

じゃ、この要望のとおり、定例会の初日についての出席については、ただいま述べたとおりに決定をいたしたいと思います。

次に、常任委員会等の出席について、これについては、原則これまでは市長、副市長、教育長の出席を求めておりました。教育長はその都度なんですけど、市長、副市長、求めておりましたけれども、今回、市長、副市長の出席についてお考えをいただきたいということでございますけれども、これまでも市長、副市長、出席をいただいても、その事案については委員長の御判断でもって、きょうは市長の出席はしなくていいよというような御判断をいただいておりますので、原則、市長、副市長の出席ということでありまして、その都度、常任委員長に御判断をいただくということでよろしいでしょうか。

○濱中議長 これをお預かりしたときに、原則、もう職員だけで対応でよろしいのではないかとのお話をさせていただきました。

一つだけ副議長と相談をいたしまして執行部のほうにお願いいたしましたのは、常任委員会の中において、市長の答弁を求めるときというのは、その方向性であるとか考え方が課長のほうで説明し切れないことがあるのではということがありまし

た。そういうところはきっちりと事前に市長の意向なども確認した上で説明に当たっていただくことが必要になりますよということは申し上げておりますので、原則、市長、副市長は出席でない方向でお願いしたいということでお願いしました。よろしく申し上げます。

○三鬼（和）委員　議長の説明はわかりましたけど、これは一昨年もこうだったことでしたけど、行政常任委員長の判断で出席を求めておったということがあると思うんですね。ただ、もし冒頭から市長、副市長が出席していないときに、委員として求めるものなのか、それとも、委員長がやりとりの中で市長の出席を求めるといことなんでしょうか。ケース・バイ・ケースで初めから市長に座っておってもらいこともあり得るといことも含めた判断でいいのでしょうか。どうなんでしょうか。

○村田委員長　これは、当然、委員会前に正副委員長が詳細なる説明を受けておるんですね。そのときに委員長、副委員に御判断を願って、今回の場合は、この議案については市長は出席しなくていいと、この議案については、市長は絶対に出席をしていただきたいということで行っていただくように委員長をお願いをしたいと思うんですけれども、今、議長の説明は、いろんな方向性を市長から聞いて、その職員が出席でも、その方向性をきちっと示せるようなということでもありますけれども、しかし、方向性とかいうことについては、一職員でなかなか大々的に説明をできるものではございませんので、その辺のところは委員長の裁量で決定をいただきたい、こういうことで決めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○三鬼（和）委員　説明はよくわかりました。

あと1点は、委員のほうからぜひ市長の出席を求めたいという場合は、委員長に要請して委員長に判断していただいたらいいという方向性でいいわけですか。それとも議長にするんですか。委員長としてまず……。

○村田委員長　それは常任委員会ですから、常任委員長が権限を持っていますので、その辺のところは委員からもし要望があったら、委員長、副委員長で相談をしていただいておりますということでもよろしいのではないかと思いますけれども。

○三鬼（和）委員　わかりました。そのように、もし委員のほうから要請があるときはそういった対応であればいいということですね。

○三鬼（孝）委員　この件については、随分前、伊藤市長当時かな、こういう申請があって、議運でいろいろ議論した中で、尾鷲市議会としては正副、あるいは市長、副市長が委員会に出るのが慣例になっておるので没になった経緯がありますね。

今回またこれが出てきたんですけれども、常任委員会の出席については委員長の采配の中でというようなことなんですけれども、問題は当初予算ですね。当初予算については、その辺のところをどうするのかなという思いがありますけど、当初予算については重要というあれですけれども、特別に市長が出て説明せんならんというようなことは余りないですけれども、当初予算は大変ですから、その辺のところの出席は、当初予算のときは出るような格好でというようなことを議運で決めてもらったらいかかかなと思いますけど。

○村田委員長　私自身の意見を申し上げて大変申しわけないと思うんですけれども、その辺のところも委員長、副委員長で御判断をいただきたいな。しかし、当初予算といたら初めから方向性のもとに、どういう方向性でということで予算を計上してきておるものですから、その辺のところは委員長、副委員長で御判断をいただくんですけれども、基本的には出席をしていただくほうがよろしいのではないかなと思いますけれども、御意見ございませんか。

○下村総務課長　当初予算につきましては重要案件になりますので、当然、市長、副市長の出席はさせていただくつもりでおります。

○村田委員長　ということでございますので、よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　じゃ、2番目の項目の常任委員会等への出席についても、ただいま申し上げたとおりで進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

これで議会運営委員会を閉じます。御苦労さんでした。

（午後 2時49分 閉会）